

福井市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、市が行うがん患者アピアランスサポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 本補助金は、薬物療法・放射線療法等による脱毛や手術療法による乳房切除等、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を補助することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に福井市に住所を有する者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者であって、1年以内に対象補整具を購入した者
- (3) 過去に県及び他市町から同種の補助を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、次に掲げる補整具の購入額とする。

- (1) ウィッグ（ウィッグ装着時に必要な頭皮保護用のネット及び帽子を含む。）
- (2) 補整下着等の胸部補整具
- (3) その他市が認める補整具及び付属品、ケア用品等（別紙1参照）

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、対象者1人につき、前条に定める補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（小数点以下は切り捨て）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 令和7年3月31日以前の購入分のみの場合 1万円
- (2) 令和7年4月1日以降の購入分のみの場合 2万円
- (3) 令和7年3月31日以前の購入分と令和7年4月1日以降の購入分を併せて申請する場合は、(1)及び(2)の各号に掲げる金額を限度とし、併せて2万円を超えないものとする。

(交付申請兼実績報告および請求)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、福井市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付申請書兼実績報告書および請求書(様式第1号)により次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象補整具の購入に係る領収書の写し等、購入した金額が証明できる書類
 - (2) がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書など、がん治療を受けていることが証明できる書類
 - (3) 振込口座の情報がわかる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請期限については、対象となる補整具を購入した日の翌日から1年以内とする。ただし、期限内に申請することができないやむを得ない理由があると市長が認めたときはこの限りでない。
- 3 申請は、対象者1人につき、第4条で定める補整具に対して1回を限度とする。

(交付決定及び額の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、前条第1項に規定する書類により当該申請の内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付決定のときは、補助金の額を確定し、がん患者アピアランスサポート事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした日から、30日以内に申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段によって交付決定を受けたと認めるときは、規則第15条第2項の規定により適用される同条第1項の規定により、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る補助金がすでに交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(プライバシーの保護)

第11条 補助金に係る事務に従事する職員は、補助金の交付申請の処理及び当該申請に係る相談にあたっては、申請者及びその家族のプライバシー保護に十分配慮しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。